

独立行政法人大学入試センター大学入学共通テスト実施本部規則

（令和2年4月1日）  
規則第1号

独立行政法人大学入試センター大学入学共通テスト実施本部規則  
（設置）

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の円滑な実施を図るため、共通テストの実施に係る期間、大学入学共通テスト実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

（組織）

第2条 実施本部に、本部長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 本部長は、実施本部の業務を総理する。
- 3 実施本部は、本部長のほか、次に掲げる15人以内の本部員をもって組織する。
  - 一 実施方法部会委員のうちから理事長が指名する者
  - 二 理事
  - 三 試験・研究統括官
  - 四 試験・研究副統括官
  - 五 試験・研究統括補佐官
  - 六 部長
  - 七 その他理事長が必要と認める者
- 4 実施本部に、試験問題部及び事務局を置く。

（所掌業務）

第3条 実施本部は、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 共通テストの実施に関する総括及び連絡調整
- 二 共通テストの実施に関する疑義その他の重要事項の処理
- 三 共通テストの実施に関する重要事項の発表
- 四 その他理事長が必要と認めた事項の処理

（試験問題部）

第4条 試験問題部に、総括責任者を置き、試験・研究統括官をもって充てる。

- 2 総括責任者は、試験問題部の業務を総括する。
- 3 試験問題部は、総括責任者のほか、次に掲げる者をもって組織する。
  - 一 問題作成部会の各問題作成分科会長及び専門分科会長
  - 二 部会長が指名する問題作成部会委員
- 三 本部長が指名する者

（試験問題部の所掌業務）

第5条 試験問題部は、第3条の業務に関し、次に掲げる専門的事項を処理する。

- 一 共通テストの問題及び正解の点検
- 二 共通テストの問題に関する疑義の処理

三 その他共通テストの問題に関する事項

(事務局)

第6条 事務局に、総括責任者を置き、理事をもって充てる。

- 2 総括責任者は、事務局の事務を総括する。
- 3 事務局は、次に掲げる班を編成してその事務を処理する。
  - 一 総括班
  - 二 庶務班
  - 三 警備班
  - 四 連絡交信班
  - 五 試験問題班
  - 六 情報処理班

(事務局の所掌業務)

第7条 事務局は、第3条の業務に関し、次に掲げる事項を処理する。

- 一 共通テストの実施に関する事項
- 二 共通テストの実施に関する疑義の処理
- 三 広報に関する事項
- 四 その他共通テストの実施に関する事項

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人大学入試センター大学入試センター試験実施本部規則（平成13年規則第4号）については、廃止する。